

(当初策定：平成28年 7月26日)  
(変更策定：令和 8年 5月21日)

一級河川 阿武隈川水系

## 福島圏域河川整備計画

令和8年5月

福島県

# 福島圏域河川整備計画 目次

<b>第1 河川整備計画の目標に関する事項</b> .....	<b>1</b>
<b>1 流域と河川の状況</b> .....	<b>1</b>
(1) 圏域.....	1
(2) 治水事業の変遷.....	4
(3) 利水の変遷.....	6
<b>2 河川整備計画の目標</b> .....	<b>7</b>
(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	7
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	7
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項.....	8
<b>3 計画の対象期間及び対象区間</b> .....	<b>9</b>
(1) 計画対象期間.....	9
(2) 計画対象区間.....	9
<b>第2 河川の整備の実施に関する事項</b> .....	<b>12</b>
<b>1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</b> .....	<b>12</b>
(1) 広瀬川（田代川合流点～仁井町橋）、（中島橋～岩阿久）、支川三百川.....	16
(2) 伝樋川（八筋橋～阿武隈急行橋梁）.....	17
(3) 古川（古川端橋～弥生橋）.....	18
(4) 東根川遊水地（伊達市保原町）.....	18
(5) 蛭川（阿武隈急行橋梁～作田橋）.....	19
(6) 八反田川（上八反田橋～折戸橋）.....	20
(7) 濁川（阿武隈川合流点～鳥谷野堰）.....	21
(8) 塩野川（塩野川橋～天神橋）.....	23
(9) 滝川（欠下橋～西新田橋）.....	24
(10) 佐久間川（西根堰合流地点～松ノ口橋）.....	25
(11) 山舟生川（北向橋～北向橋から約0.2km）、（道ノ内橋～山舟生橋）.....	26
<b>2 河川の維持の目的、種類、施行の場所</b> .....	<b>27</b>
(1) 河川の維持の目的.....	27
(2) 河川の維持の種類、施行の場所.....	27
<b>3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項</b> .....	<b>29</b>
(1) 河川情報の提供に関する事項.....	29
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項.....	29

# 第1 河川整備計画の目標に関する事項

## 1 流域と河川の状況

### (1) 圏域

#### ア 圏域

福島圏域河川整備計画の対象地域は、阿武隈川水系の中流部に位置し、3市(福島市、伊達市、二本松市)、3町(桑折町、国見町、川俣町)に属する、一級河川阿武隈川水系54河川の流域であり、一級河川延長は約410km、流域面積は約1,220km<sup>2</sup>である。

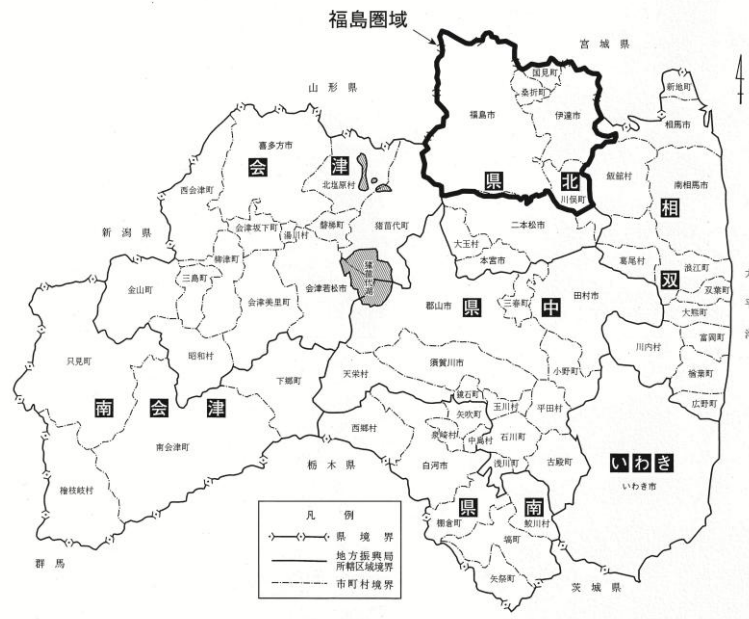


図1-1 福島圏域位置図



図1-2 福島圏域の市町村

## イ 社会環境

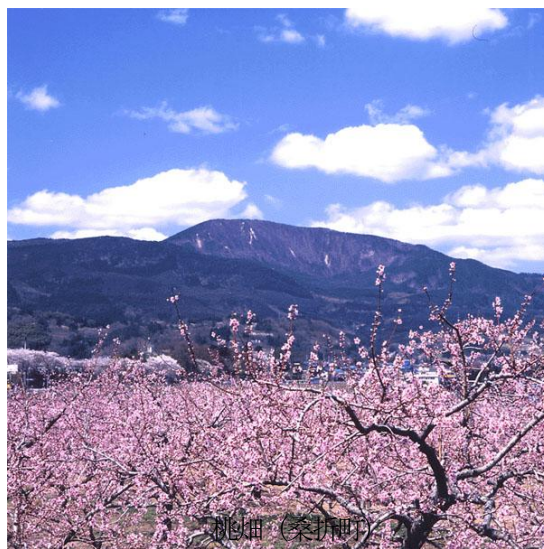
本圏域には、かつては東北山岳仏教の一大中心地であった霊山寺が存在し、鎌倉時代には伊達政宗の祖先となる伊達氏がこの地方に移るなど、歴史や文化に恵まれた地域である。

伊達地方では、江戸時代の終わり頃から養蚕業が盛んになり、明治期には全国有数の生糸と絹織物の生産地となった。取引は、県内はもとより東京・横浜へと伸び、1887年に東北本線東京―仙台間が開通すると、鉄道を利用して大量に生糸が運ばれ、輸出されるようになった。

1899年には、奥羽本線が福島駅を分岐駅として開通した。分岐駅となった福島では、人の乗降や物資の集散が増え、蚕糸業の発展と相まって、急速に経済が伸びることとなった。

戦前の福島盆地とその周辺は、養蚕が盛んであったため、広大な桑園が存在していた。第二次世界大戦を境に養蚕の縮小が進み、桑園から果樹園への転換が進んだ。

現在の土地利用は、全体の約26%が山林、約19%が田畑となっている。畑では果実類の栽培が多く、リンゴ、ナシ、モモの生産が特に盛んである。宅地は福島市を中心に増えているが、全体の6%程度と少なく、市街地から少し離れると豊かな自然がまだ多く残っている。



圏域の人口は、約37万人で、そのうちの約8割を福島市が占めている。この10年間での圏域人口は、福島市では微減、その他区域でも減少しており、僅かながら、福島市に集中傾向を呈している。

高度経済成長時代以降は、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通網が整備され、県庁所在地および仙台圏に隣接するという地理的優位性もあり、発展を続けている。

交通網の発達、行政を中心とするサービス機能への集中を促し、各産業の就業者数、総生産額ともに、第三次産業が全体の7割を占めるにいたっている。

圏域の中央には国が管理する阿武隈川が北流しており、阿武隈川へ向けて多くの支川が注いでいる。圏域東部の広瀬川では、親水公園で花火大会などが行われ、西部の荒川では、桜並木やクロスカントリーコースが整備されるなど、四季を堪能できる地域である。

## ウ 自然環境

福島圏域は、中央部の平坦地に阿武隈川が貫流している。その右岸側にはなだらかな阿武隈高地が、左岸側には、磐梯朝日国立公園の一角を占める吾妻・安達太良連峰の山々が連なる奥羽山脈が形成されている。

吾妻・安達太良山系は那須火山帯に属していることから、火山活動が活発で各地で温泉が湧き、高湯、土湯などの温泉地がある。

一方の阿武隈高地においても、霊山をはじめとする山地が連続しており、登山やハイキング等が盛んに行われているなど、自然環境豊かな地域である。

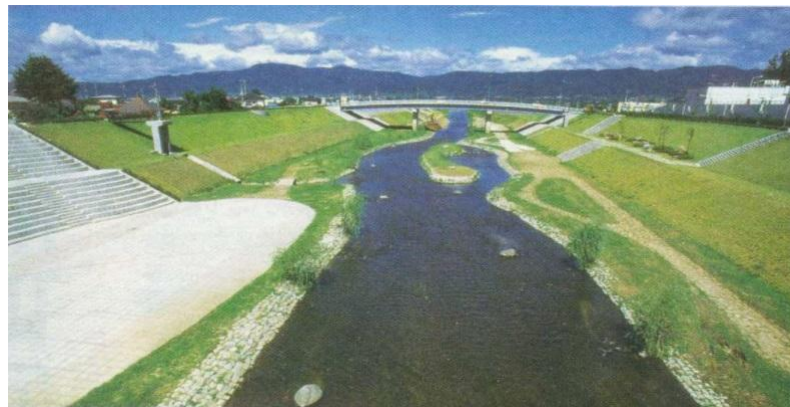
これらの高地に挟まれて、阿武隈川が流れている。阿武隈川は、隣接する二本松圏域から連なる山間急流部を流下し、福島市松川地区や立子山地区では奇岩が点在する、優れた自然景観を有する地区となっている。山間部を抜けると田園地帯となり、流れは緩やかになる。阿武隈川は蛇行をしながら支川を集め、福島の市街地を流下し、摺上川、広瀬川という大支川を合流させ、宮城県境の狭窄部へと流れている。

圏域の河川では、ツルヨシ、ミゾソバなどの植物、コイ、フナ、ウグイなどの魚類、カルガモ、ヒヨドリなどの鳥類の生息が確認されるなど、豊かな自然環境が形成されている。市街地が発達している地区は、河川沿いの緑が鳥や小動物の貴重な生息空間となるとともに、地域住民の憩いの場ともなっている。

また、広瀬川の支川の伝樋川には、準絶滅危惧種であるイモリの生息情報がある。

水質類型基準は、BOD等に係るものについて、荒川、松川、摺上川、広瀬川及び小国川の5河川に指定され、荒川、松川、摺上川、小国川はA類型(2mg/L以下)、また、広瀬川については、笹ノ腰橋より上流はA類型(2mg/L以下)、その下流はB類型(3mg/L以下)に指定されている。

また、水生生物の保全に係るものについては、摺上川、広瀬川及び小国川の3河川に指定され、摺上川、広瀬川は生物A類型(全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.001mg/L以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(以下LAS)0.03mg/L以下)、小国川については生物B類型(全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.002mg/L以下、LAS0.05mg/L以下)に指定されている。



広瀬川親水公園

## (2) 治水事業の変遷

阿武隈川流域では、古くから洪水が頻発しており、流域の人々を苦しめてきた。特に、第二次世界大戦中から戦後直後にかけては、毎年のように襲って来た台風により、福島圏域も甚大な被害を受けていた。これらの水害を契機に、本格的な河川改修計画が策定され、事業が進められてきた。

阿武隈川は国が整備を実施しているが、多くの支川は福島県が整備を進めている。河川の整備は、過去に何度も洪水被害に見舞われた地域、河川の整備が遅れている地域、社会情勢上重要な地域などを中心に進めている。戦後の圏域では、昭和22年の八反田川の改修を皮切りに、昭和30年代には、東根川、摺上川、濁川など、現在に至るまで、築堤や掘削などによる河川改修や内水氾濫を防ぐためのポンプ場の設置などを進めてきた。

現在は、広瀬川、伝樋川、古川、蛭川、八反田川、濁川などで河川改修が行われている。

福島圏域の近年の主要な洪水としては、昭和61年8月の台風、平成元年8月の台風、平成10年8月末の豪雨および平成14年7月の台風などがあげられる。なかでも、昭和61年8月の台風は、各地で家屋の浸水被害を引き起こし、令和元年東日本台風が発生するまで戦後最大の水害と言われていた。

令和元年東日本台風では、福島圏域でも河川が決壊したほか、数多くの越水・溢水が発生し、甚大な浸水被害が発生している。

令和元年東日本台風等による災害を踏まえ、頻発化・激甚化する水災害への対応として、総合的な防災・減災対策の強化を目的に、令和6年度までに本県が集中的に推進する取組として「福島県緊急水災害対策プロジェクト」を公表しており、福島圏域でも改良復旧事業等が行われている。

表1-1 福島圏域における近年主要洪水の被害

洪水日	要因	被害			
		農地浸水 (ha)	宅地浸水 (ha)	浸水家屋 (戸)	一般資産被害 総額(千円)
昭和61年 8月4～5日	台風	1,344.700	632.250	4,792	12,152,816
平成元年 8月6～7日 8月29日	台風	128.160	28.791	387	1,236,137
平成10年8月末	豪雨	680.249	80.638	788	5,565,814
平成14年 7月10日～11日	台風	231.947	51.370	359	1,265,608
令和元年 10月11日～15日	台風	128.001	367.813	889	27,981,333



阿武隈川・広瀬川合流点付近の浸水 (S61.8)



阿武隈川・広瀬川・伝樋川・塩野川・澁川合流点付近の浸水 (R1.10)

### (3) 利水の変遷

福島圏域の河川は、古くから生活用水や農業用水として利用されており、農業用水が大部分を占めているが、この地域の農業用水の代表的なものとして、西根堰と東根堰の用水がある。

西根堰は、会津 120 万石から米沢 30 万石に削封された上杉氏の新田開発の一環として計画されたものであり、福島市北部、桑折町、国見町、伊達市梁川町を流れる上堰と、福島市北部、桑折町を流れる下堰の 2 つがある。2 つの堰の水路総延長は約 38km であり、約 1,300ha の灌漑に利用されている。

一方、東根堰は、東根郷（伊達地方の阿武隈川右岸地域）の灌漑のための用水路であるが、この地域は台地であったため阿武隈川の利用が困難であり、広瀬川からの取水に頼っていた。しかしながら、以前の保原町周辺等、広瀬川から離れた阿武隈川に近い地域までを潤すためには不十分のものであったため、阿武隈川からの取水を確保すべく工事が進められ、現在、総延長約 28km の水路により、福島市、旧伊達町、旧保原町、旧梁川町の約 700ha の灌漑に利用されている。

水道水については、以前は河川からの取水、地下水などに依存しており、たびたび渇水被害に見舞われていたが、平成 17 年に摺上川ダムが完成したことにより、圏域内のほとんどの地域でダムの水の供給が可能となり、安定した水道水の確保が可能となっている。

福島圏域では戦前から現在に至るまで下表のダムが整備され、地域の水利用に寄与している。

表 1-2 福島圏域のダム

区分	ダム名	河川名	建設年	目的
利水 ダム	蓬萊ダム	阿武隈川	昭和 13 年	発電
	信夫ダム	阿武隈川	昭和 14 年	発電
	大笹生ダム	八反田川	昭和 38 年	農地防災、かんがい
	藤倉ダム	産ヶ沢川	昭和 41 年	かんがい
	山ノ入ダム	山ノ入川	平成 15 年	かんがい、上水道
多目的 ダム	摺上川ダム	摺上川	平成 17 年	洪水調節、かんがい、 上水道、工業用水、河 川維持

## 2 河川整備計画の目標

事業を進めるに当たっては、施設整備の必要性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、河川整備への限られた投資を有効に発揮させるようにする。流域内の資産や人口の分布、土地利用の動向等を的確に踏まえ、治水効果の早期発揮に向けて段階的に整備を進めることが必要である。

### (1) 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

#### ア 現状と課題

本県経済の中心である福島市は、都市化の進展とともに氾濫区域内への人口、資産の集中が進み、洪水による影響は生活環境のみにとどまらず、社会経済活動へ多大な打撃を及ぼすことが懸念される。

圏域内の他の市街地を貫流する河川についても、たびたび浸水被害が発生しており、住民生活に著しい影響を及ぼしている。昭和 61 年 8 月の台風 10 号、令和元年東日本台風をはじめとして、たびたび浸水被害に見舞われていることから、洪水被害を防ぐための河川改修事業を実施してきたところである。

一方、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて、平成 27 年 12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成 29 年 6 月に施工された水防法改正に基づき、国、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進するため、平成 28 年 4 月に国が主体となり阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会を組織し、本県においても、水災害対策協議会において、減災に向けた本県及び市町村が実施するハード対策とソフト対策を盛り込んだ取組方針を策定し、推進している。

さらに、令和元年東日本台風による阿武隈川流域における甚大な被害を受けて、関係機関が連携し、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すべく、国では、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを令和 2 年 1 月に策定し、本県においては、総合的な防災・減災対策の強化を目的に、本県が集中的に推進する取組として、福島県緊急水災害対策プロジェクトを令和 2 年 2 月に公表した。

以上を踏まえ、河川整備計画の策定に当たっては、自然環境、社会環境、河道の現状、河川空間の利用状況を把握し、効率的な浸水被害の軽減を図るための河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせ、水害を軽減させる治水対策をどのように推進していくかが課題となる。

#### イ 目標

本整備計画では、流域の規模、土地利用、公共施設の有無等と社会経済的重要度を考慮する。特に市街化が著しく重要度が高まっている河川、および頻繁に浸水被害を受けて安全度が低い河川は、洪水が安全に流下できるように、重点的に河川整備を実施し、各地で甚大な浸水被害が発生した昭和 61 年 8 月（台風 10 号）洪水の規模における浸水被害を解消することを目標とする。

阿武隈川の背水による影響を受ける河川は、阿武隈川と同じ高さの堤防を整備し、阿武隈川の背水による被害の解消を図る。

### (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

#### ア 現状と課題

福島圏域の河川の水は、主に農業用水として利用されており、一部が水道用水、工業用水、発電用水として利用され、重要な役割を担っている。近年に大規模な渇水は発生していないが、今後も河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持を図る必要がある。

水質類型基準は、BOD 等に係るものについて、荒川、松川、摺上川、広瀬川及び小国川の5河川に指定され、荒川、松川、摺上川、小国川はA類型(2mg/L以下)、また、広瀬川については、館ノ腰橋より上流はA類型(2mg/L以下)、その下流はB類型(3mg/L以下)に指定されている。

また、水生生物の保全に係るものについては、摺上川、広瀬川及び小国川の3河川に指定され、摺上川、広瀬川は生物A類型(全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.001mg/L以下、LASO.03mg/L以下)、小国川については生物B類型(全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.002mg/L以下、LASO.05mg/L以下)に指定されている。

すべての河川は環境基準を満足している。

今後は、水量の確保、水質維持に努めるとともに、日常生活における節水や、水利用に対する啓発と意識の向上を図ることなどが重要な課題である。

## イ 目標

河川は貴重な地域資源であるため、関係市町、利害関係者、河川愛護団体および漁業関係者等から積極的に情報を収集するとともに、流量データの蓄積を図り、動植物の保護、景観、水質の保全等に配慮しつつ、流水の正常な機能の維持に必要な流量の設定に努める。

また、水質に関して流域住民への啓発を図るとともに、下水道整備事業の進捗状況と数値の動向をみながらその改善効果を把握し、関係機関との調整を行うなど、有限な資源である水の有効利用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利害者等との連携を取りながら適正な水運用を図る。

### (3) 河川環境の整備と保全に関する事項

#### ア 現状と課題

福島圏域の河川の中でも上流部の河川は特に自然豊かであり、多様な生物の生息の場となっている。この地区での河川の利用は、溪流でのヤマメ、イワナ釣り、平地部でのアユ釣りなどが主体であり、将来にわたりこのような河川環境を保全することが課題である。

市街地を流れる川の下流部では、昔は子ども達が川遊びをする姿が見られたが、都市化の進展とともに見られなくなり、現在は、地域の人々が散歩や釣りに利用している程度である。一方、阿武隈川左岸の河川については、福島市街を流下する川以外では、農業を基幹産業とする地域で、流域内に耕地が広がっているため、河川と田園が織りなす景観に配慮することが課題である。

## イ 目標

福島圏域の河川が古くから様々な用途として利用され、現在も山間部、都市部、田園部などの地域毎に異なった河川利用がなされている点を踏まえて、地域や河川の特徴に応じた河川整備を行う。

各地域とも、その地域本来の自然環境の保全もしくはそれに配慮した整備を行うこととし、歴史、文化を活かした整備を進める。上流部は自然豊かな溪流を保全し、下流の田園地域は周囲の景観を踏まえた整備を行う。市街地部は、動植物の生息や生育に配慮するとともに、周辺環境と調和した誰もが憩える場所として、周辺整備と一体となった河川整備を行う。

なお、希少野生生物の生息や生育が確認された場合は、施工にあたり関係機関と調整のうえ、適切な措置を講じることとする。

### 3 計画の対象期間及び対象区間

#### (1) 計画対象期間

本整備計画の目標を達成するための対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：当初策定からおおむね 30 年

#### (2) 計画対象区間

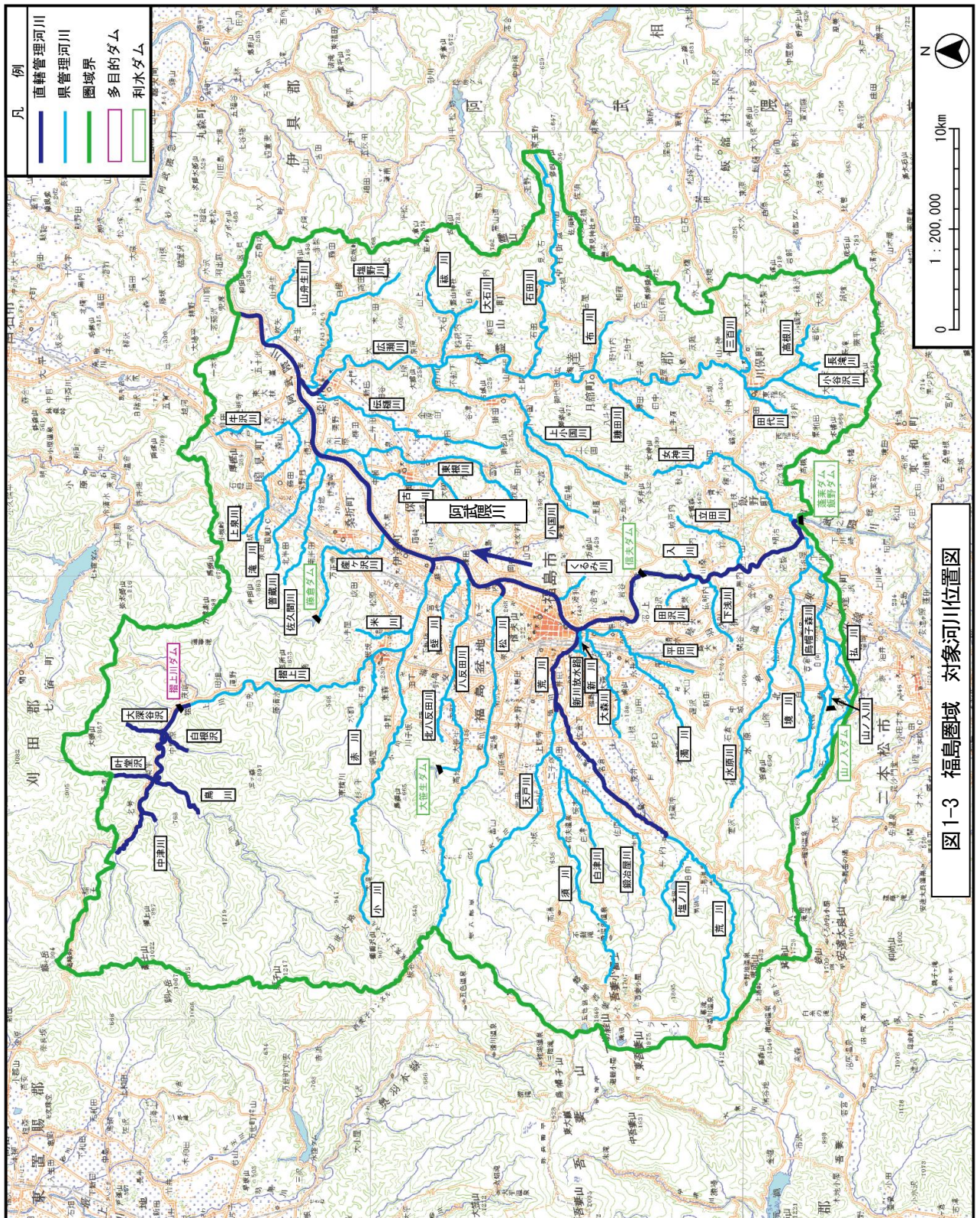
本整備計画は、福島圏域内の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表1-3(1) 計画の対象とする区間

No.	対象 河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km <sup>2</sup> )	指定区間 延長(km)
1	山舟生川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	16.9	6.447
2	広瀬川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	268.8	37.251
3	塩野川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	20.7	6.982
4	伝樋川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	18.6	10.500
5	小国川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	40.8	9.300
6	上小国川	3次河川	小国川合流点～指定区間上流端	13.1	7.700
7	祓川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	20.2	6.200
8	大石川	3次河川	祓川合流点～指定区間上流端	7.5	2.500
9	石田川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	31.8	12.872
10	布川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	18.5	2.200
11	糠田川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	8.4	2.840
12	三百川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	15.9	3.200
13	田代川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	8.5	2.600
14	高根川	2次河川	広瀬川合流点～指定区間上流端	18.7	4.000
15	長滝川	3次河川	高根川合流点～指定区間上流端	5.9	1.460
16	小谷沢川	4次河川	長滝川合流点～指定区間上流端	2.3	0.450
17	滝川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	31.6	9.491
18	牛沢川	2次河川	滝川合流点～指定区間上流端	9.2	4.200
19	上泉川	2次河川	滝川合流点～指定区間上流端	5.5	7.500
20	佐久間川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	15.8	5.440
21	普蔵川	2次河川	佐久間川合流点～指定区間上流端	5.7	5.878
22	東根川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	41.0	15.800
23	古川	2次河川	東根川合流点～指定区間上流端	18.5	12.000
24	産ヶ沢川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	21.0	9.135

表1-3(2) 計画の対象とする区間

No.	対象 河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km <sup>2</sup> )	指定区間 延長(km)
25	摺上川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	314.3	12.700
26	米川	2次河川	摺上川合流点～指定区間上流端	5.8	3.500
27	小川	2次河川	摺上川合流点～指定区間上流端	52.7	17.561
28	赤川	2次河川	摺上川合流点～指定区間上流端	13.6	4.500
29	蛭川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	10.2	4.350
30	八反田川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	24.4	13.900
31	北八反田川	2次河川	八反田川合流点～指定区間上流端	3.4	2.600
32	松川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	91.7	19.386
33	くるみ川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	4.8	1.340
34	荒川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	184.8	13.615
35	新川放水路	2次河川	荒川合流点～指定区間上流端	6.3	0.390
36	須川	2次河川	荒川合流点～指定区間上流端	98.5	16.903
37	天戸川	3次河川	須川合流点～指定区間上流端	40.6	14.071
38	白津川	3次河川	須川合流点～指定区間上流端	25.3	6.000
39	鍛冶屋川	4次河川	白津川合流点～指定区間上流端	11.6	6.000
40	塩ノ川	2次河川	荒川合流点～指定区間上流端	18.3	4.364
41	新川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	0.4	1.190
42	濁川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	58.8	10.382
43	大森川	2次河川	濁川合流点～指定区間上流端	24.3	7.832
44	平田川	2次河川	濁川合流点～指定区間上流端	7.6	3.100
45	入川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	4.5	1.200
46	田沢川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	5.1	2.500
47	下浅川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	16.6	3.400
48	立田川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	12.0	4.000
49	水原川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	67.5	16.250
50	払川	2次河川	水原川合流点～指定区間上流端	23.0	12.530
51	烏帽子森川	3次河川	払川合流点～指定区間上流端	7.4	2.270
52	山ノ入川	4次河川	烏帽子森川合流点～指定区間上流端	4.5	2.850
53	境川	2次河川	水原川合流点～指定区間上流端	6.1	2.500
54	女神川	1次支川	阿武隈川合流点～指定区間上流端	31.7	9.600
合計				1221.9	406.73



## 第2 河川の整備の実施に関する事項

令和2年1月31日に公表された「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」及び令和2年2月21日に公表された「福島県緊急水災害対策プロジェクト」に基づき、関係機関が連携し、ハード整備・ソフト対策が一体となった流域全体における総合的な防災・減災対策を行うこととしており、福島圏域においては、当面、以下のとおり対策を進める。

### 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

市街化が著しい地域および被害が頻発している地域を中心とした家屋などの浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、築堤、掘削による河道改修、遊水地の整備等を実施する。

本計画期間内においては、次表に示す整備の実施、促進を図るものとし、それぞれの事業の位置は図に示すとおりである。

表2-1 本計画期間内の河川整備一覧表

No.	河川	区間	延長 (km)
①	広瀬川	田代川合流点～仁井町橋	1.8
		中島橋～岩阿久	1.0
		支川三百川	0.8
②	伝樋川	八筋橋～阿武隈急行橋梁	2.4
③	古川	古川端橋～弥生橋	1.3
④	東根川遊水地	伊達市保原町	V=52 万 m <sup>3</sup>
⑤	蛭川	阿武隈急行橋梁～作田橋	1.7
⑥	八反田川	上八反田橋～折戸橋	0.7
⑦	濁川	阿武隈川合流点～鳥谷野堰	2.2
⑧	塩野川	塩野川橋～天神橋	0.4
⑨	滝川	欠下橋～西新田橋	1.1
⑩	佐久間川	阿武隈川合流点から約1km～松ノ口橋	0.2
⑪	山舟生川	北向橋～伊達市梁川町山舟生小手内	0.2
		道ノ内橋～山舟生橋	0.7

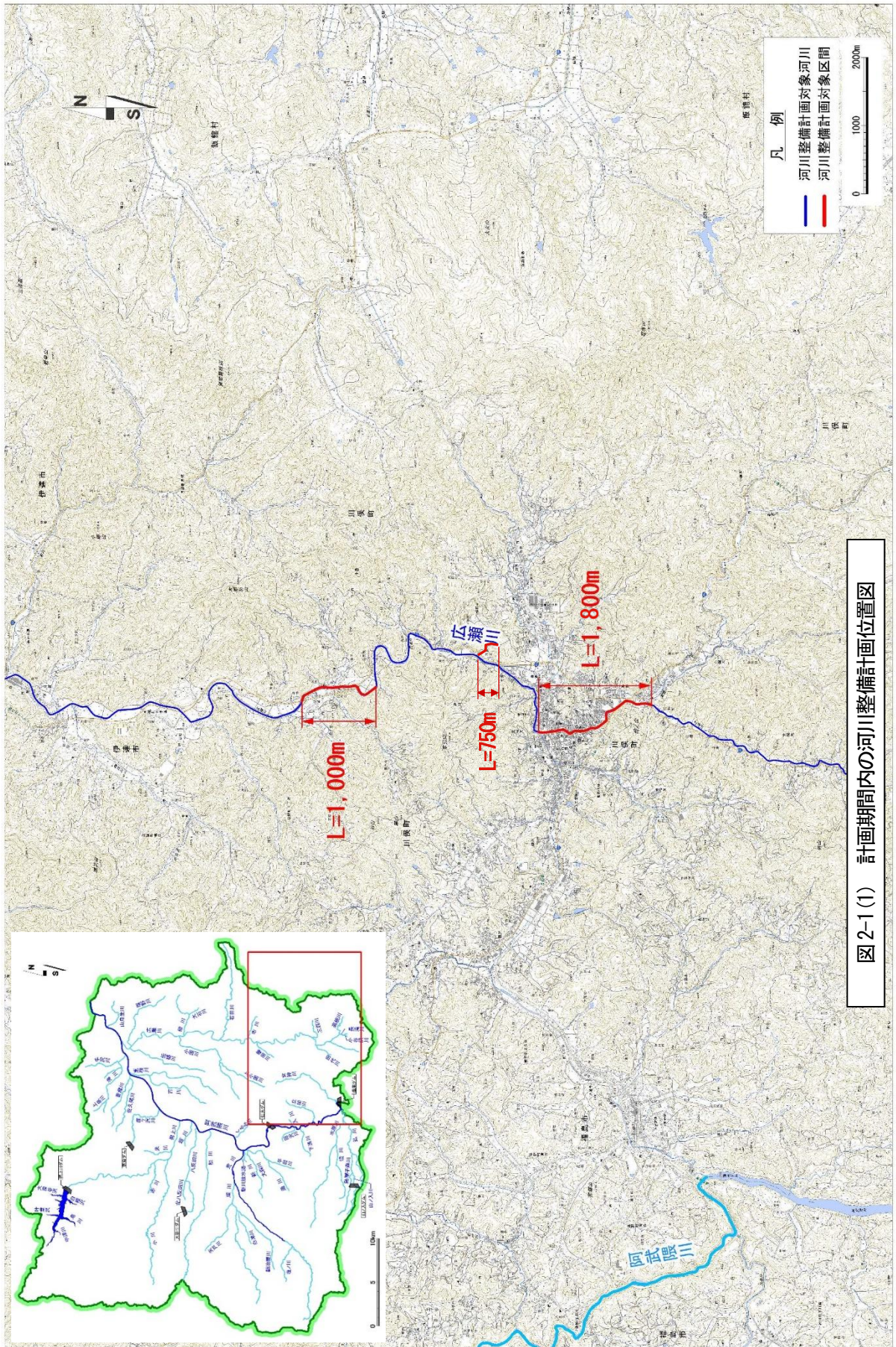
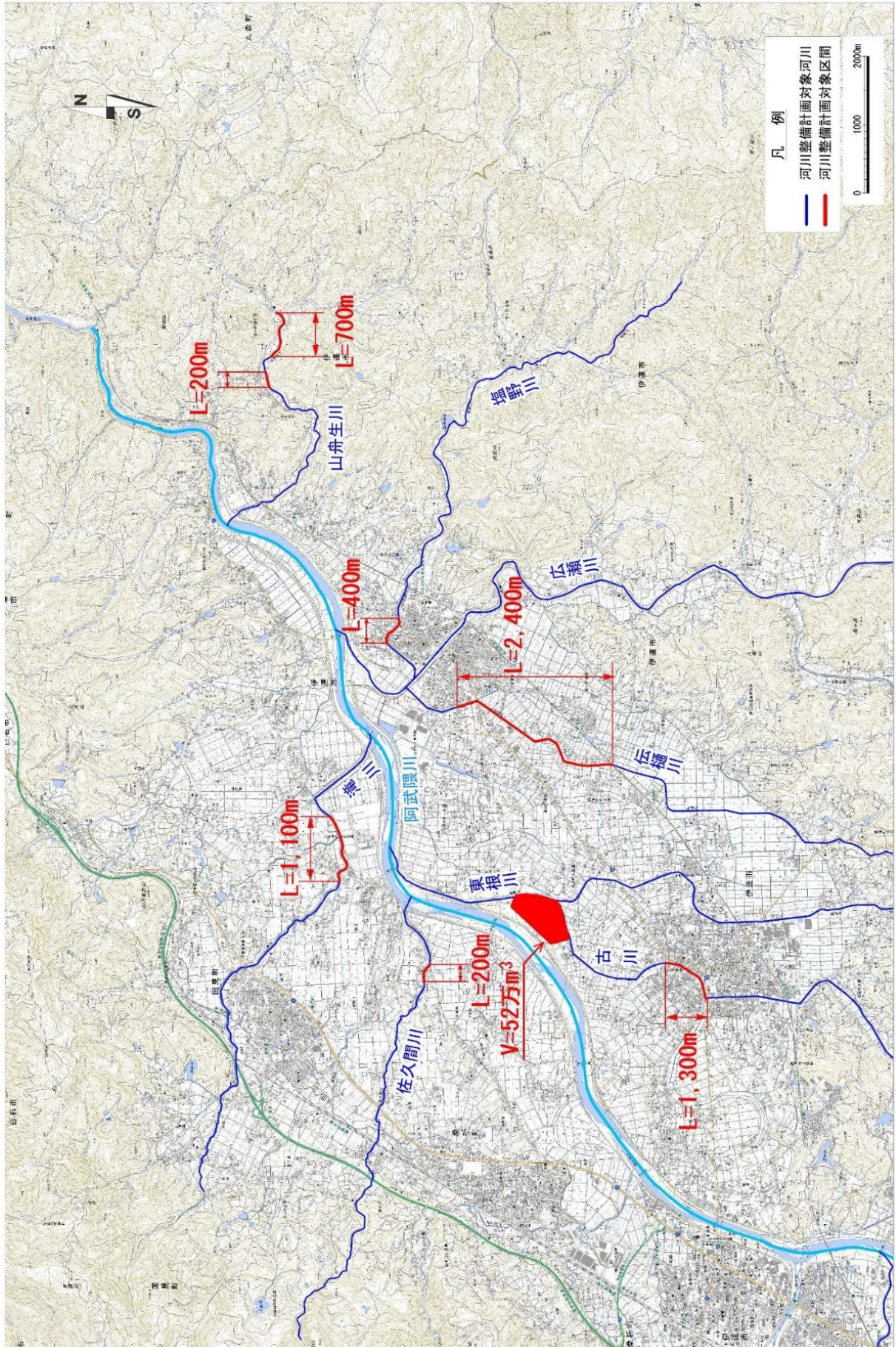


図 2-1(1) 計画期間内の河川整備計画位置図





(1) 広瀬川（田代川合流点～仁井町橋）、（中島橋～岩阿久）、支川三百川

田代川合流点から仁井町橋区間(1.8km)、中島橋～岩阿久区間(1.0 km)および支川三百川区間に  
 において、計画流量の安全な流下を目的とした築堤、掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と  
 軽減を図る。

施工にあたっては、河床に滯筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物  
 の生育・生息環境の整備を図る。また、築堤の際には現地掘削土砂を流用するなどして、現地植生  
 の保全を図るとともに、現況河道にある転石を利用して瀬・淵を創造して魚類の生息に配慮する。

市街地においては、周辺の土地利用に制約があることから、河川の法面勾配を1:0.5とし、ま  
 た、街づくりと連携した川づくりに努める。

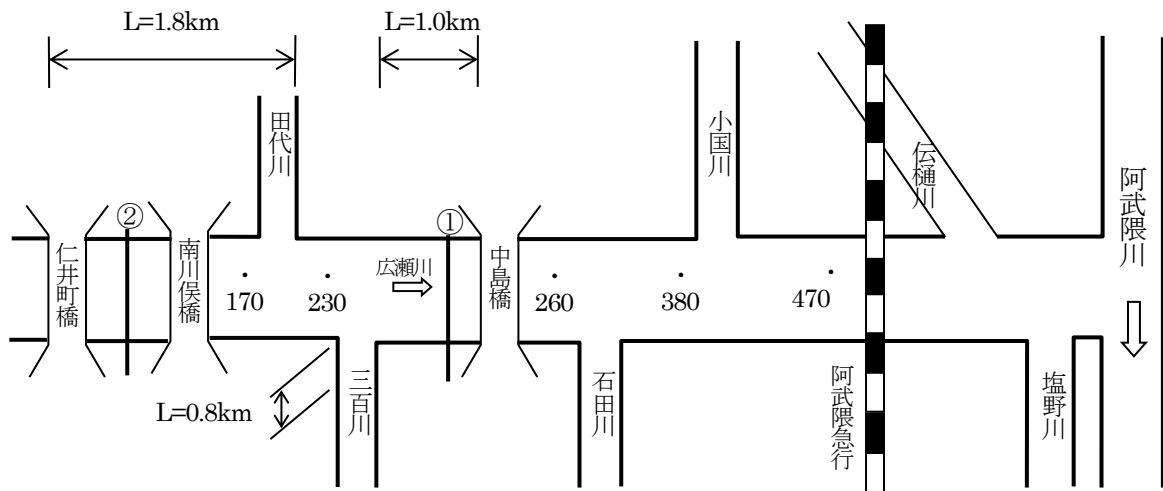


図 2-2(1) 計画流量配分図 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

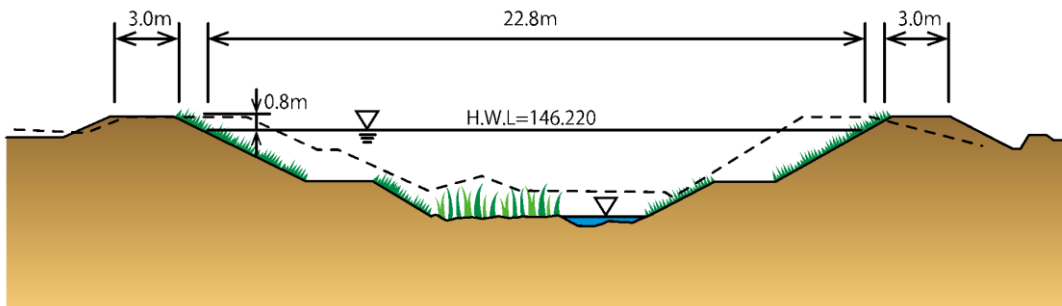


図 2-2(2) ①代表横断面図(中島橋上流付近)

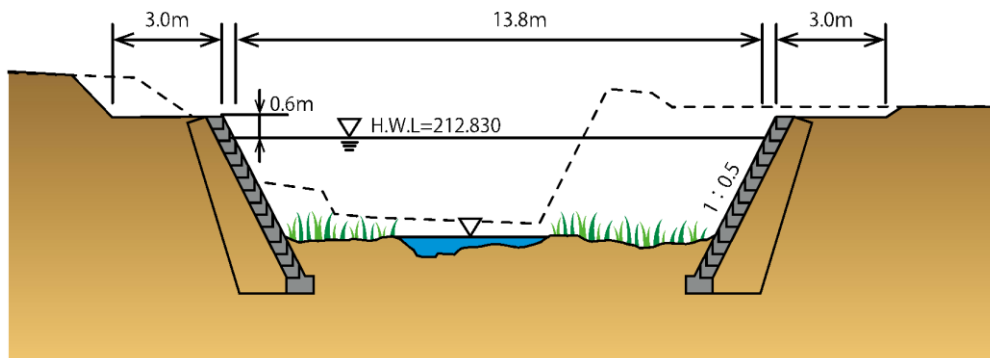


図 2-2(3) ②代表横断面図(南川俣橋上流付近)

(2) 伝樋川（八筋橋～阿武隈急行橋梁）

八筋橋から阿武隈急行橋梁区間（2.4km）において、計画流量の安全な流下を目的とした築堤、掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と軽減を図る。

施工にあたっては、河床に滞筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図るとともに、築堤の際には現地掘削土砂を流用するなどして、現地植生の保全を図る。

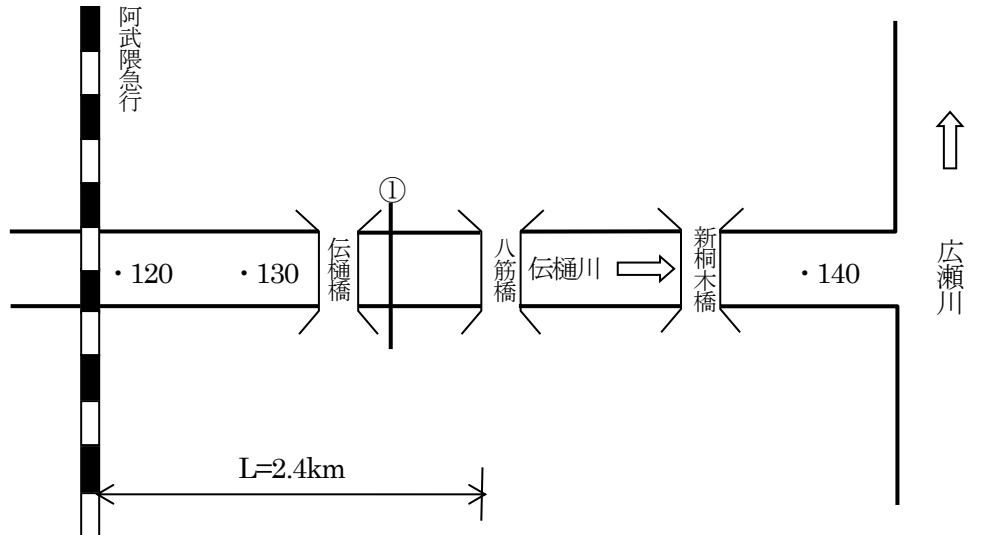


図2-3(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

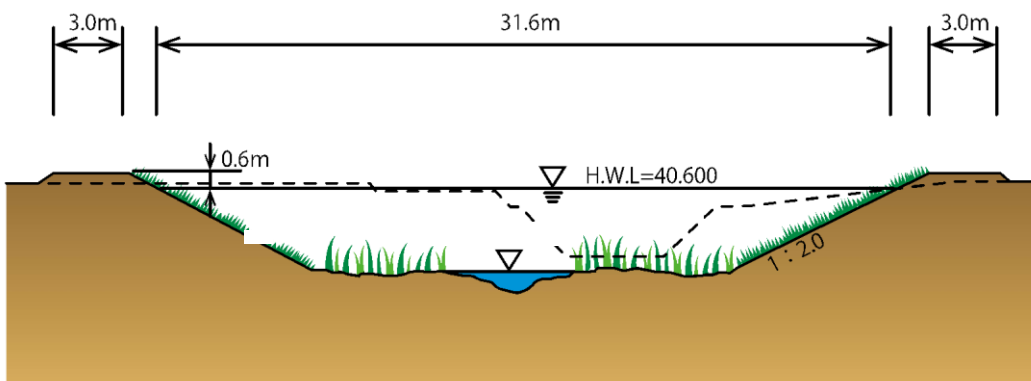


図2-3(2) ①代表横断面図(伝樋橋下流付近)

(3) 古川（古川端橋～弥生橋）

(4) 東根川遊水地（伊達市保原町）

古川端橋から弥生橋区間（1.3km）において、計画流量の安全な流下を目的とした築堤、掘削による河積拡大を行うとともに内水対策のための遊水地を整備し、洪水被害の防止と軽減を図る。

古川の施工にあたっては、河床に滞筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図るとともに、築堤の際には現地掘削土砂を流用するなどして、現地植生の保全を図る。

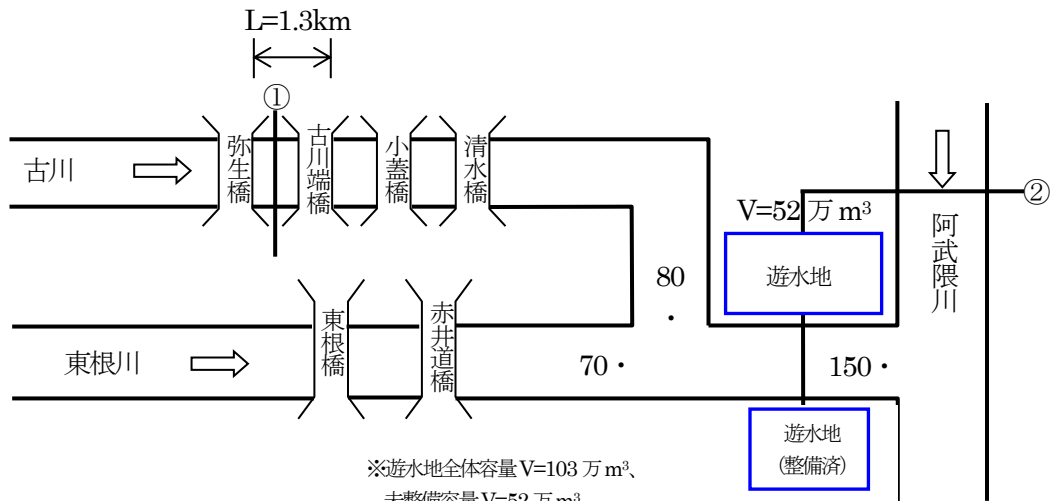


図2-4(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

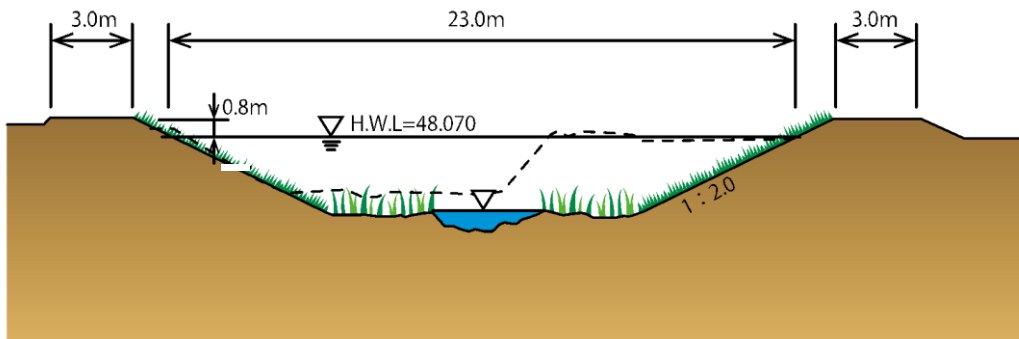


図2-4(2) ①代表横断面図（古川端橋上流付近）

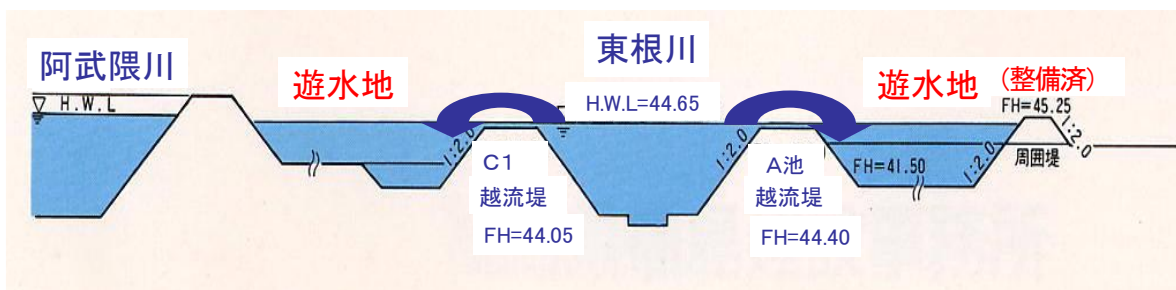


図2-4(3) ②代表横断面図（東根川遊水地）

(5) 蛭川（阿武隈急行橋梁～作田橋）

阿武隈急行橋梁から作田橋区間（1.7km）において、計画流量の安全な流下を目的とした掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と軽減を図る。

施工にあたっては、自然環境および都市空間に配慮した整備を行う。河床には礫筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。

市街化の進んだ周辺の土地利用に制約があることから、河川の法面勾配を 1:0.5 とする。また、街づくりと連携した川づくりに努める。

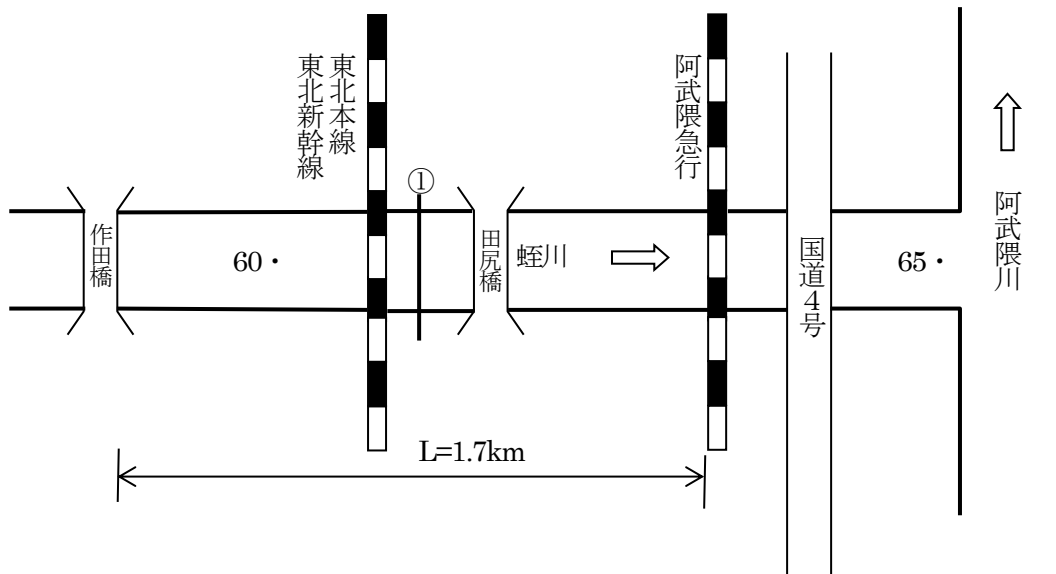


図 2-5(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

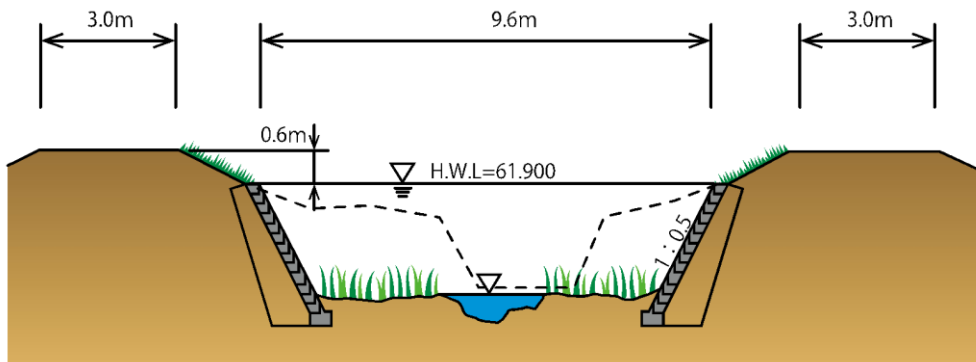


図 2-5(2) ①代表横断面図(田尻橋上流付近)

(6) 八反田川（上八反田橋～折戸橋）

上八反田橋から折戸橋区間（0.7km）において、計画流量の安全な流下を目的とした築堤、掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と軽減を図る。

施工にあたっては、河床に滯筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図るとともに、築堤の際には現地掘削土砂を流用するなどして、現地植生の保全を図る。

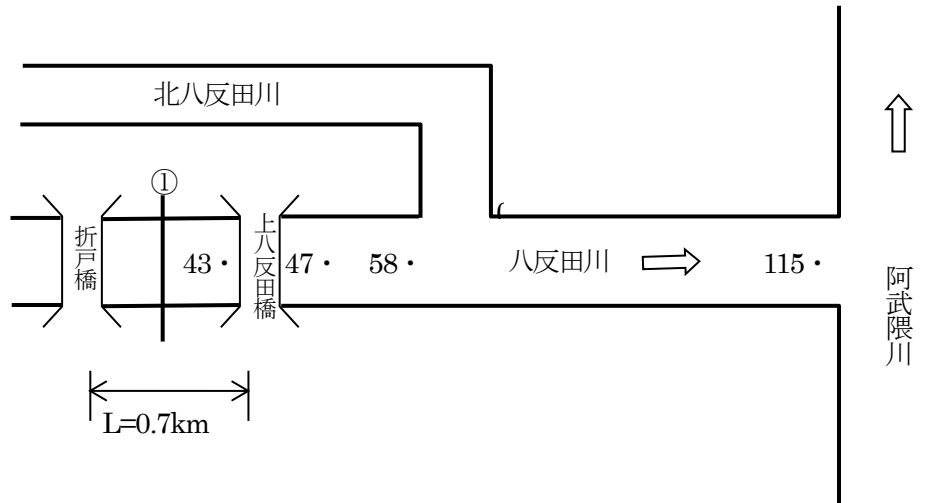


図2-6(1) 計画流量配分図（単位：m³/s）

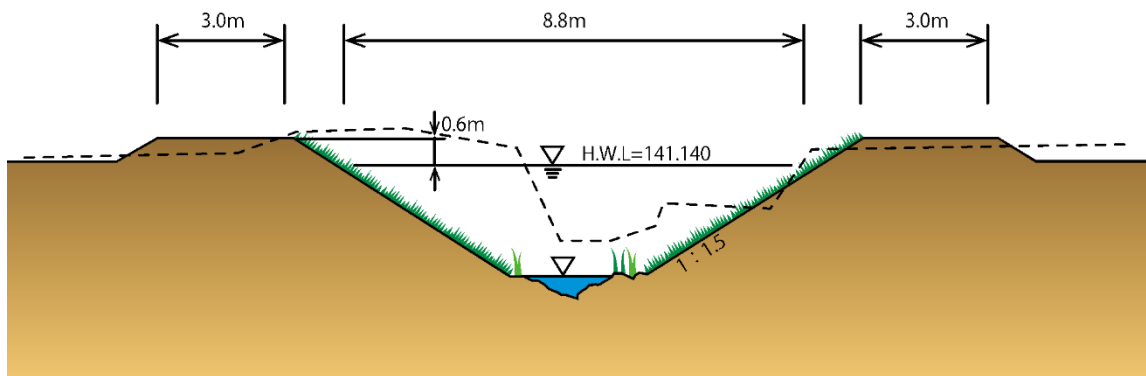


図2-6(2) ①代表横断面図(上八反田橋上流付近)

(7) 濁川（阿武隈川合流点～鳥谷野堰）

阿武隈川合流点から鳥谷野堰区間（2.2km）において、計画流量の安全な流下を目的とした掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と軽減を図る。

また、阿武隈川合流点から扇田橋区間（1.3km）において、背水対策として阿武隈川と同じ高さの堤防を整備する。

施工にあたっては、自然環境および都市空間に配慮した整備を行う。河床には滞筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。

周辺は市街化が進んでおり施工前の土地利用に制約があることから、河川の法面の勾配を1:0.5とし、特殊堤による堤防整備を行う。また、街づくりと連携した川づくりに努める。

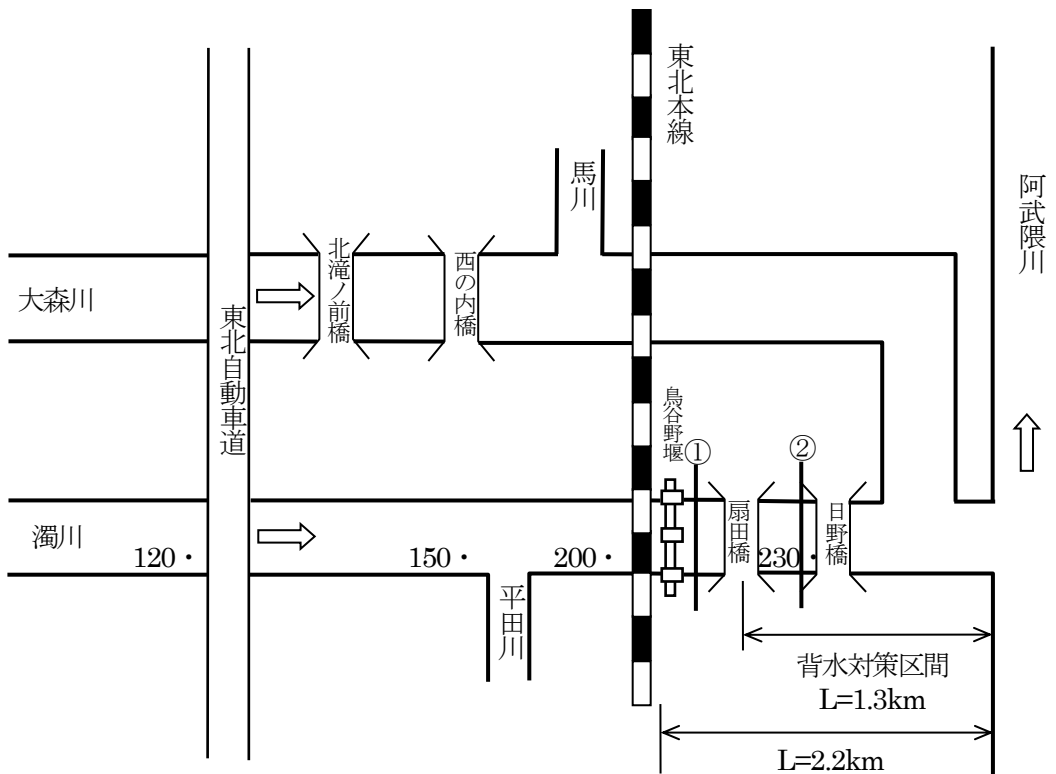


図2-7(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

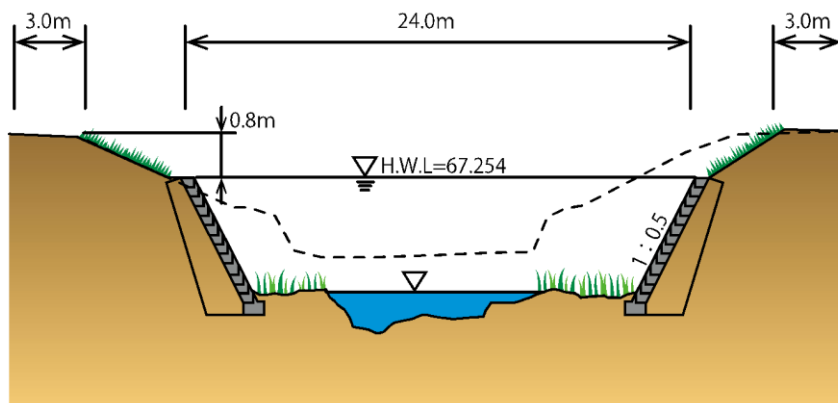


図2-7(2) ①代表横断面図(鳥谷野堰下流付近)

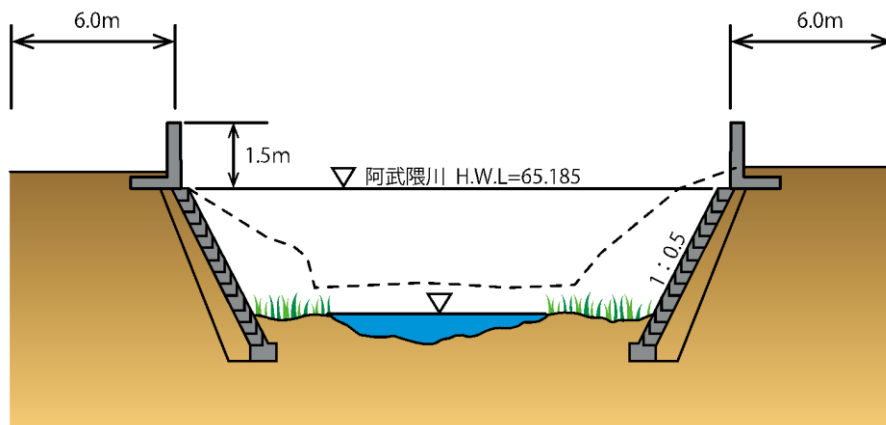


图 2-7(3) ②代表横断面图(背水对策区間：阿武隈川合流点～扇田橋)

(8) 塩野川（塩野川橋～天神橋）

広瀬川合流点から約 0.3km 上流の塩野川橋から天神橋区間（0.4km）において、背水対策として阿武隈川・広瀬川と同じ高さの堤防を整備する。

施工にあたっては、自然環境および都市空間に配慮した整備を行う。河床には礫筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。

周辺は市街化が進んでおり施工前の土地利用に制約があることから、河川の法面の勾配を 1:1.0 とする。

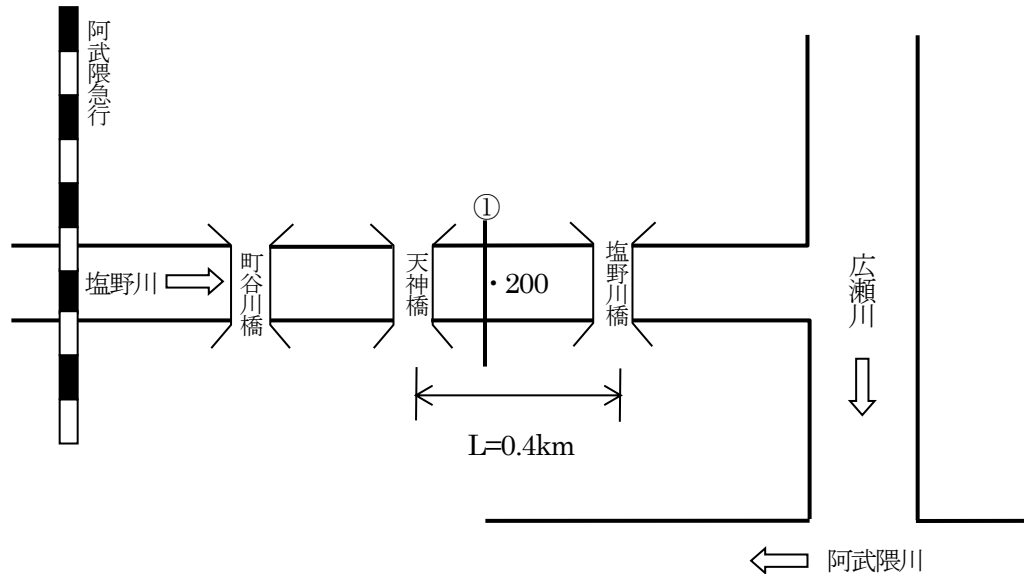


図 2-8(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

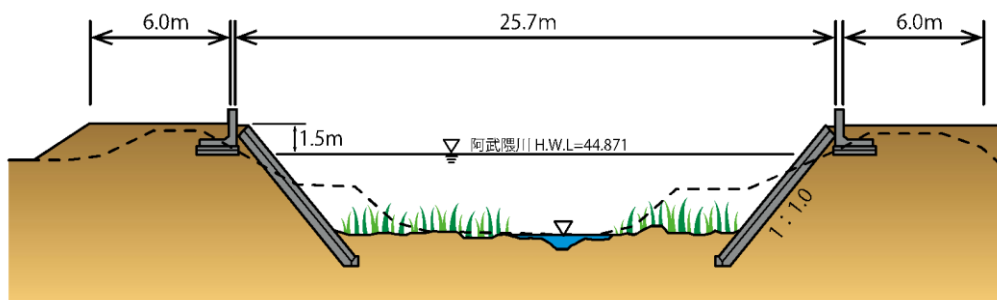


図 2-8(2) ①代表横断面図

(9) 滝川（欠下橋～西新田橋）

欠下橋から西新田橋区間（1.1km）において、背水対策として阿武隈川と同じ高さの堤防を整備する。

施工にあたっては、河床に滯筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。また、「あつかし千年公園」と一体となった空間整備を図る。

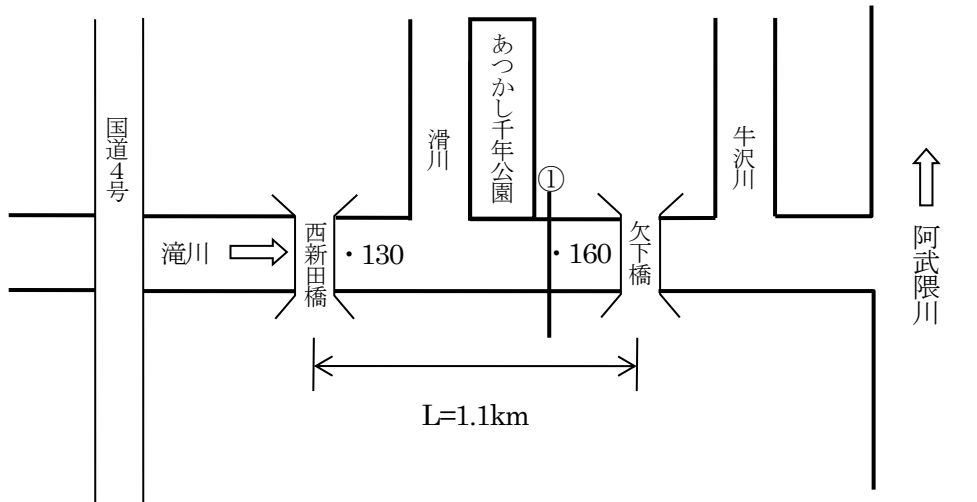


図2-9(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

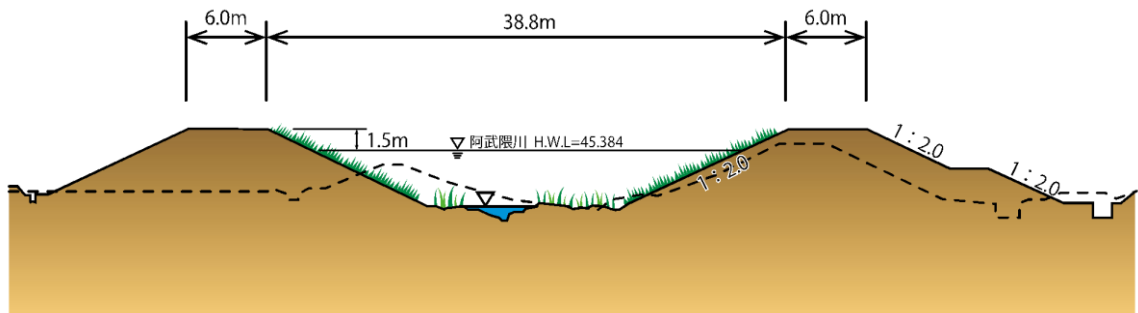


図2-9(2) ①代表横断面図（欠下橋～滑川合流点）

(10) 佐久間川（西根堰合流地点～松ノ口橋）

西根堰合流地点～松ノ口橋区間（0.2km）において、背水対策として阿武隈川と同じ高さの堤防を整備する。

施工にあたっては、自然環境に配慮した整備を行う。河床には礫筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。

施工前の土地利用に制約があることから、河川の法面の勾配を 1:0.5 とする。

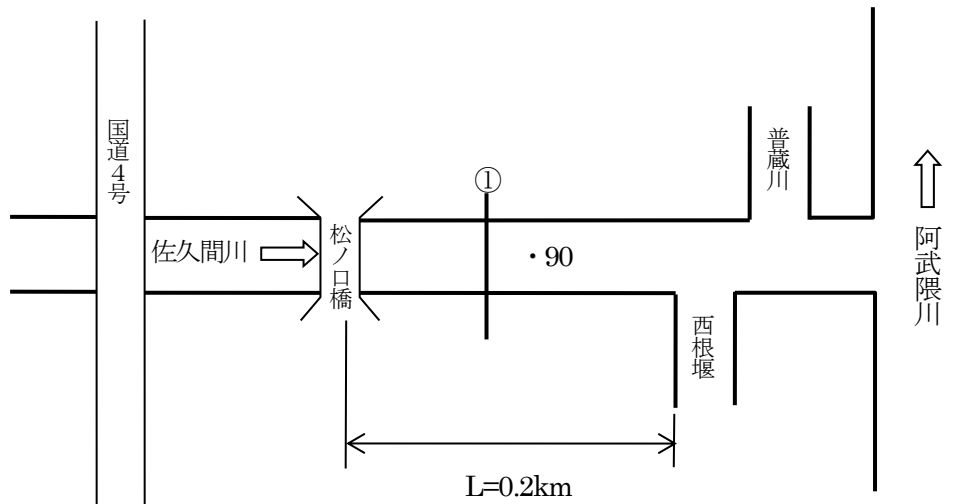


図 2-10(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

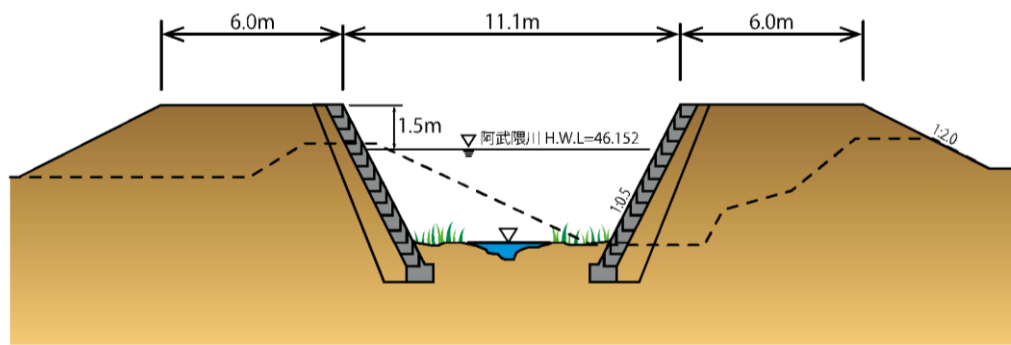


図 2-10(2) ①代表横断面図（西根堰合流地点～松ノ口橋区間）

(11) 山舟生川（北向橋～北向橋から約0.2km）、（道ノ内橋～山舟生橋）

北向橋～北向橋から約0.2km（0.2km）および道ノ内橋～山舟生橋区間（0.7km）において、計画流量の安全な流下を目的とした掘削による河積拡大を行い、洪水被害の防止と軽減を図る。

施工にあたっては、自然環境および里山景観に配慮した整備を行う。河床には零筋を整備し、平常時の水位を確保することで植物・魚類・水生生物の生育・生息環境の整備を図る。

施工前の土地利用に制約があることから、河川の法面の勾配を1:0.5とする。

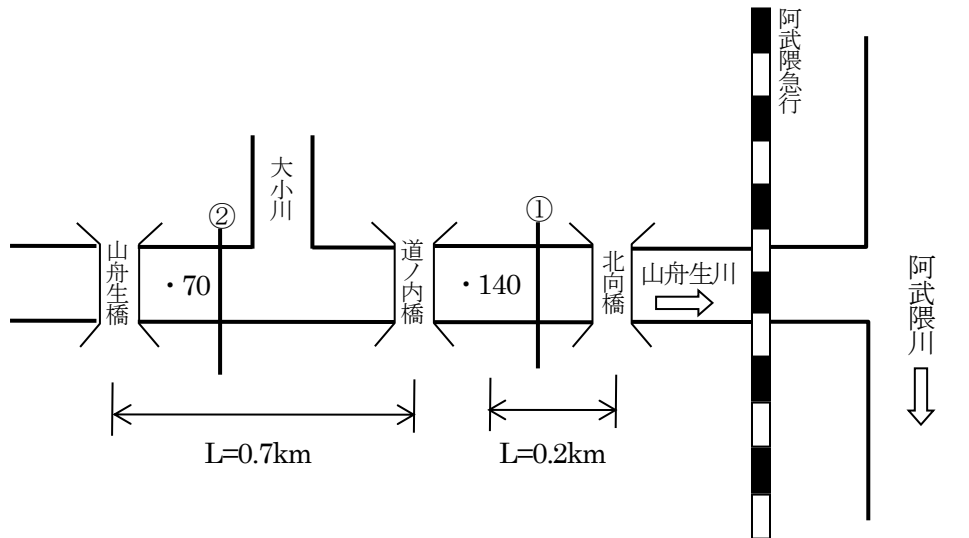


図2-11(1) 計画流量配分図（単位：m<sup>3</sup>/s）

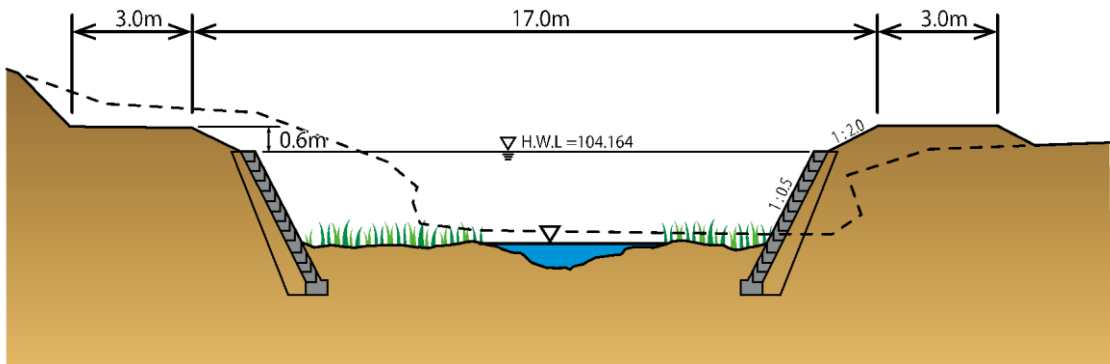


図2-11(2) ①代表横断面図（北向橋～北向橋から約0.2km）

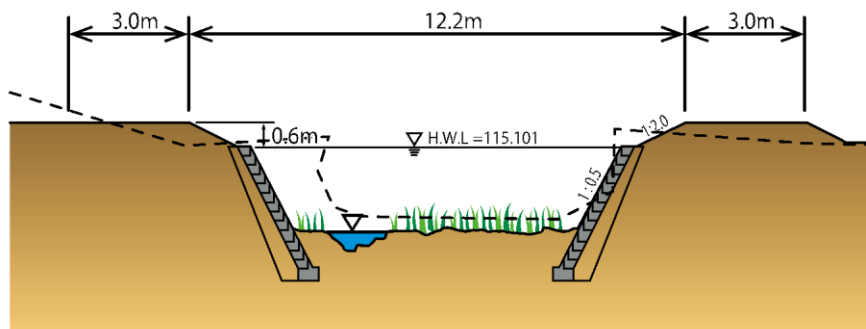


図2-11(3) ②代表横断面図（道ノ内橋～山舟生橋区間）

## 2 河川の維持の目的、種類、施行の場所

### (1) 河川の維持の目的

福島圏域内河川の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生  
の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、および「河川環境の整備と保  
全」の観点から総合的に行うことを目標とする。

### (2) 河川の維持の種類、施行の場所

#### ア 災害の発生を防ぐための日々の管理

##### (ア) 河川管理施設の維持管理

堤防・護岸・落差工等の河川管理施設を良好な状態に保全し、施設の本来の機能が発揮される  
ように、漏水・亀裂の有無などの状態を点検し、補修するなど計画的に維持管理を行い、必要に  
応じて施設の老朽化対策や長寿命化及び機能向上を図る。

河道内の堆砂及び植生の繁茂については、河川巡視や各種協議会等を通じて状況を把握する  
とともに、魚類、小動物、植生への影響を配慮しつつ、各河川において目標とした規模の洪水  
が発生した場合に、人家への影響が出ないよう国、市町と連携・役割分担の下、必要に応じ浚渫・  
伐採等を行うことで、河道の保全に努める。

樋門などの維持管理については、緊急時に正常に作動するよう定期的に点検し、必要に応じ  
て補修を行う。また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会を実施する。

##### (イ) 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状況を把握し、維持管理上の支障となることが予  
想される場合は、許可工作物の管理者に速やかに点検、修理等を実施するよう指導監督する。

##### (ウ) 河川情報の管理

河川の水位、流量、水質や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水な  
どを判断する基礎情報となることから、これらを観測、収集して情報の提供を行う。

#### イ 洪水管理

##### (ア) 洪水情報の提供

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関  
連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動を実施し、防災関係機関（国、市町、  
報道機関、消防、警察、通信等）との協力体制の維持、強化を図る。

洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図る。

##### (イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水により被害の発生が予想される  
場合は、河川の巡視を行う。

#### ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を  
確保し、河川管理施設等の点検や連絡情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。

また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

## エ 水量、水質への対応

### (ア) 水量、水質の監視

地域住民や関係県部局との連携により水量、水質の監視を行い、現在の水環境の維持に努める。

### (イ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。そのため、平時において、汚染源に関する情報収集と関係県部局との連携を図る。

また、水質事故発生やその恐れがある場合には、関係県部局や市町と連携しながら適切な対応を図る。

### (ウ) 流水の正常な機能の維持

地域住民、関係部局との連携により、渇水協議会の設置と活用、河川パトロールの実施、流域に対する啓発活動等の施策を実施に移し、流水の正常な機能の確保に努める。

## オ 廃棄物、土砂、車両等の不法投棄の防止

関係機関と連携を図り、地域と一体となった一斉清掃等の美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、廃棄物、土砂、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努める。不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者を特定し撤去させるものとする。

## カ 河川空間の適正な利用と保全に関する事項

河川空間は、地域住民が身近に自然にふれあい、生活に潤いをもたらすための大切な空間である。この貴重な空間を今後とも確保するよう努める。

本圏域では、地域ボランティアによる良好な水辺空間の保全活動が行われているところもあり、今後とも河川愛護の啓発・普及・促進に努め、河川に関する広報活動を強化するとともに、川・サポート制度の検討など、地域住民と一体となった河川美化運動等を実施する。

## (3) 災害復旧及び局所的な対応

洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所<sup>※1</sup>については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図ります。

具体的には、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行います。

また、関係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域<sup>※2</sup>等も適宜設定してまいります。

※1 これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生する恐れのある箇所も含む。

※2 浸水被害防止区域とは、河川整備等の治水対策や雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の要配慮者をはじめとする方が予め被害を避けることができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域のこと。

### 3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

#### (1) 河川情報の提供に関する事項

##### ア 常時の情報提供

福島圏域内の河川を適切に整備、保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に作り出すための河川愛護、美化の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報を、インターネット、情報誌、パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

##### イ 洪水時の情報提供

洪水時は河川情報（雨量、水位等）の収集を行い、地域住民に速やかにわかりやすい形で発表するとともに、関係機関に対しても、洪水情報の適切かつ迅速な提供を図る。また、令和元年東日本台風を受けて、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置等を進める。

#### (2) 地域や関係機関との連携に関する事項

##### ア 常時の連携

前述の手段（インターネット、情報誌、パンフレット等）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報を収集できる体制づくりを進め、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行うものとする。

##### イ 洪水時の連携

沿川市町の住民避難の判断や、防災対策に資するため、河川管理者と防災関係機関（国、市町、報道機関、消防、警察、通信等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の拡充に努める。沿川市町の防災力の強化に向けて、国土交通省と連携しながら沿川市町において洪水ハザードマップ<sup>※</sup>が活用されるよう、必要な情報の提供や参画等可能な支援を積極的に行う。

平成 27 年水防法の改正により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表する。また、沿川市町で洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援する。

※ 洪水ハザードマップは、市町が主体となって、避難するために必要な浸水情報・避難情報などの各種情報を分かりやすく図面などに表示し、公表したもの。

##### ウ 河川における減災・危機管理対策

近年頻発している集中豪雨の状況を踏まえ、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、円滑な避難や的確な水防活動などにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努める。